

障がい者手帳

身体障害者手帳

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

身体障害者手帳は申請に基づいて、次の各機能に一定以上の永続する障がいのある方に、交付されます。手帳の交付を受けることによってさまざまなサービスを受けることができます。

肢体不自由，視覚，聴覚，平衡機能，音声・言語機能，そしゃく機能，脳原性運動機能，心臓機能，じん臓機能，肝臓機能，呼吸器機能，ぼうこう・直腸機能，小腸機能，免疫機能

○身体障害者手帳の申請に必要なもの

身体障害者手帳交付申請書，所定の診断書，本人の顔写真（縦 4cm×横 3cm），印鑑

療育手帳

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

倉敷児童相談所・知的障害者更生相談所倉敷支所 TEL (086) 421-0991

療育手帳は、申請に基づいて、知的な障がいがあると判定された方に県知事から交付されます。

※なお、申請前に、児童相談所・知的障害者更生相談所での面接、判定が必要になります。

○療育手帳の申請に必要なもの

療育手帳交付申請書，本人の顔写真（縦 4cm×横 3cm），印鑑

精神障害者保健福祉手帳

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、精神疾患等により長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に、県知事から交付されます。

○精神障害者保健福祉手帳の申請に必要なもの

障害者手帳交付申請書，本人の顔写真（縦 4cm×横 3cm），印鑑，

所定の診断書または障害（基礎）年金証書（写し）および照会に対する同意書

年金・手当

障害児福祉手当

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

精神または身体に重度の障がいをもつ在宅の20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

○障害児福祉手当の額（平成27年度） 月額 14,480円

○障害児福祉者手当の請求に必要なもの

障害児福祉手当認定請求書、障害者手帳、診断書、戸籍謄本など

特別児童扶養手当

【お問い合わせ先】

総社市こども課子育て支援係
TEL 92-8268

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護または養育している保護者に支給されます。

○特別児童扶養手当の額（平成27年度）

1級 月額 49,900円 2級 月額 33,230円

○特別児童扶養手当の申請に必要なもの

特別児童扶養手当認定請求書、障害者手帳、保護者名義の預金口座、印鑑など

児童福祉年金

【お問い合わせ先】

総社市こども課子育て支援係
TEL 92-8268

市内に住所を有し、次の手帳の交付を受けている20歳未満の児童を監護または養育している保護者の方に支給されます。

○児童福祉年金の額（平成27年度）

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級

…月額 27,000円

身体障害者手帳3級、療育手帳B（中度）または精神障害者保健福祉手帳2級

…月額 19,000円

○児童福祉年金の請求に必要なもの

児童福祉年金申請書、障害者手帳、保護者名義の預金口座、印鑑

特別児童扶養手当

【お問い合わせ先】

総社市こども課子育て支援係
TEL 92-8268

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護または養育している保護者に支給されます。

○特別児童扶養手当の額（平成27年度）

1級 月額 51,100円 2級 月額 34,030円

○特別児童扶養手当の請求に必要なもの

特別児童扶養手当認定請求書，認定診断書，障害者手帳（あれば），住民票，戸籍謄本
保護者名義の預金口座，印鑑

.....

障害年金

【お問い合わせ先】

..... 総社市健康医療課保険年金 TEL 92-8257
倉敷東年金事務所 TEL (086) 423-6156

20歳になったときに一定の障がいがある場合，障害年金の申請ができます。

○障害基礎年金の額（平成27年度）

1級 年額 975,100円 2級 年額 780,100円

○障害年金の請求に必要なもの

年金請求書，初診日を証明できるもの（医療機関の診察券，領収書など），診断書など

*必要書類は個々の状況により異なりますので，事前に市役所か年金事務所でご相談ください。

.....

特別障害者手当

【お問い合わせ先】

..... 総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいをもつ在宅の20歳以上の方で，日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。

○特別障害者手当の額（平成27年度） 月額 26,620円

○特別障害者手当の請求に必要なもの

特別障害者手当認定請求書，障害者手帳，診断書，戸籍謄本，印鑑など

.....

心身障害者扶養共済

【お問い合わせ先】

..... 総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

障がいのある方を扶養している保護者が，毎月掛金を納めることにより，保護者が死亡（重度障がいを生じた場合を含む）した場合，障がいのある方に年金が支給されます。

任意加入の制度です。

○加入できる保護者の要件

障がいのある方を現に扶養している保護者であって，65歳未満の特別の障がいのない方または特定の疾病にかかっていない方

○障がいのある方（本人）の範囲

①知的障がいのある方 ②身体障害者手帳1級～3級を所持している方

③精神又は身体に永続的な障がいのある方で，①または②と同程度の障がいがある方

医 療

自立支援医療（育成医療）

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

身体機能に障がいがある方や、将来身体上の障がいを残す可能性のある18歳未満の児童に対して、必要な医療を指定医療機関で受ける場合にその医療費が助成されます。

○費用負担 原則1割負担

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により自己負担上限額あり。

○自立支援医療（育成医療）の申請に必要なもの

自立支援医療（育成医療）支給認定申請書、意見書、同意書、健康保険証など

自立支援医療（更生医療）

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

身体に障がいのある18歳以上の方が、その障がいを取り除いたり、または軽くするために必要な医療を、指定医療機関で受ける場合にその医療費が助成されます。

○費用負担 原則1割負担

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により自己負担上限額あり。

○自立支援医療（更生医療）の申請に必要なもの

自立支援医療（更生医療）支給認定申請書、判定票、身体障害者手帳、同意書、健康保険証など

自立支援医療（精神通院）

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

精神疾患の治療のために必要な医療を指定医療機関に通院して受ける場合に、その医療費が助成されます。なお、入院の場合は対象になりません。

○費用負担 原則1割負担

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により自己負担上限額あり。

○自立支援医療（精神通院医療）の申請に必要なもの

自立支援医療（精神通院）支給認定申請書、診断書（精神通院医療用）、同意書、健康保険証など

心身障害者医療

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

心身障がい者（児）に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部が助成されます。

○対象者 ①～③のいずれかを65歳未満で受けた者

①身体障害者手帳1・2級②療育手帳A

③身体障害者手帳3級かつ療育手帳B

○費用負担 原則1割負担

ただし、世帯の所得により自己負担上限額あり。

○心身障害者医療の申請に必要なもの

申請書、障害者手帳、健康保険証、印鑑

小児慢性特定疾患

【お問い合わせ先】

岡山県備中保健所
TEL (086) 434-7025

小児慢性特定疾患にかかっている18歳未満の児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

○対象疾患 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、血液疾患、神経・心疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患

○費用負担 原則2割負担

ただし、世帯の所得により自己負担上限額あり。

○小児慢性特定疾患の申請に必要なもの

申請書、同意書、小児慢性特定疾患医療意見書、住民票、課税証明書、健康保険証

指定難病（特定医療費）受給者証

【お問い合わせ先】

岡山県備中保健所
TEL (086) 434-7020

難病の治療にかかる医療費の自己負担額の一部が助成されます。

○対象者 対象となる指定難病（306疾病）と診断された方で、次のいずれかに該当する方

(1) その症状の程度が、あらかじめ定められた重症度分類の程度である方

(2) (1)に該当せず、申請日の属する月以前の12ヶ月の間に、指定難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あった方

○費用負担 原則2割負担

ただし、世帯の所得により自己負担上限額あり。

○心身障害者医療の申請に必要なもの

申請書、医師の診断書、課税証明書、健康保険証、印鑑

福祉サービス

※各サービスの利用には事前に申請が必要です。
また、サービスを提供している事業所については、巻末の「困ったときの相談先・・・(2. 福祉サービス等事業所)」をご覧ください。

障がい児支援サービス

【お問い合わせ先】

……………総社市教育委員会こども夢づくり課
TEL 92-8265

児童発達支援・放課後等デイサービスなど、個別・集団療育をしながら基本的な生活習慣の自立を支援するとともに、コミュニケーション能力を伸ばし、集団への適応能力を高めます。

○費用負担 原則1割負担。ただし、世帯の市町村民税課税状況等により減免あり。

○障がい児サービスの申請に必要なもの

障害者手帳または医師の診断書、印鑑など

……………

障がい福祉サービス

【お問い合わせ先】

……………総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

障がいのある方の生活をサポートするため、必要に応じて下記のサービスを受けることができます。

<計画相談支援>

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

<介護給付>

居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援

<訓練等給付>

自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、共同生活援助(グループホーム)

○費用負担 原則1割負担。ただし、世帯の市町村民税課税状況等により減免あり。

○障がい福祉サービスの申請に必要なもの

障害者手帳または医師の診断書、印鑑など

……………

地域生活支援事業

【お問い合わせ先】

……………総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

地域生活支援事業は、障がいのある方が、身近な地域で自立した生活を送ることができるように、地域の実情、利用者の状況に応じた柔軟な事業を行います。

<地域活動支援センター>

通所して、日中活動（創作的活動や生産活動）を行う施設で、Ⅰ型からⅢ型までの3つのタイプがあります。

・地域活動支援センター（Ⅰ型）…専門職員を配置し、日中活動の場の提供や相談支援事業を行っています。

・地域活動支援センター（Ⅱ型）…雇用・就労が困難な在宅の障がい者（児）に対して、機能訓練・社会適応訓練等のサービスを提供します。

・地域活動支援センター（Ⅲ型）…地域の障がい者（児）のために地域の障がい者団体等が通所により援護事業をしています。

○費用負担 原則無料

ただし、地域活動支援センターⅡ型は原則1割負担。

○地域活動支援センターの利用申請に必要なもの

障害者手帳または医師の診断書、印鑑など

<日中一時支援>

在宅の障がい者（児）に対し、日中における活動の場を確保し、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのものです。

○費用負担 原則1割負担

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により減免あり。

○日中一時支援の利用申請に必要なもの

障害者手帳または医師の診断書、印鑑など

<移動支援>

屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際、移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

○費用負担 原則1割負担

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により減免あり。

○移動支援の利用申請に必要なもの

障害者手帳または医師の診断書、印鑑など

<訪問入浴サービス>

在宅で身体の障害により臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供することにより、当該利用者の身体の清潔と健康の維持を図ります。

○費用負担 原則1割負担

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により減免あり。

○訪問入浴の利用申請に必要なもの

障害者手帳または医師の診断書、印鑑など

用具の給付など

補装具

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

身体上の障がいを補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具の交付または修理にかかる費用を支給します。

<肢体不自由>

義手，義足，下肢装具，体幹装具，上肢装具，座位保持装置，車椅子，電動車椅子，歩行器，歩行補助つえ（一本杖を除く），座位保持いす，起立保持具，頭部保持具

<視覚障がい>

盲人安全つえ（白杖），義眼，眼鏡

<聴覚障がい>

補聴器

○費用負担 原則1割負担。ただし、世帯の市町村民税課税状況等により減免あり。

日常生活用具

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

在宅の障がい者（児）の日常生活をより円滑に行えるよう必要に応じて日常生活用具を給付または貸与しています。

○費用負担 原則1割負担。ただし、世帯の市町村民税課税状況等により減免あり。

難聴児補聴器交付事業

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴のある子どもを対象に、補聴器購入費の3分の2を助成します。

○費用負担 購入費用の1/3

ただし、世帯員のうち市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、助成の対象外となります。

住宅改造費の助成

【お問い合わせ先】

総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

身体に障がいのある方で、居宅生活に支障のある方の、在宅生活を容易にするため、住宅を改造する場合の経費の一部を助成しています。

公共料金の減免など

所得税・住民税（市県民税）

【お問い合わせ先】

倉敷税務署 TEL (086) 422-1201
総社市税務課 TEL 92-8234

所得税及び住民税（市県民税）について、障害者手帳（身体・知的・精神）のある方は障害者控除を受けることができます。年末調整または確定申告時に控除の手続きをしてください。

国民健康保険税の減免

【お問い合わせ先】

.....総社市税務課
TEL 92-8234

身体障害者手帳 1～4級、療育手帳Aまたは精神保健福祉手帳 1級の交付を受けている方にかかる均等割額が、毎年度申請することによって減額されます。

自動車税・軽自動車税の減免

【お問い合わせ先】

.....（普通自動車）備中県民局
TEL (086) 434-7071
（軽自動車）総社市税務課
TEL 92-8238

一定程度の障がいのある方、またはその方と生計をいつにする方が所有及び運転し、もっぱら当該障がいのある方のために使用されている場合、申告によって自動車税・軽自動車税が減免されます。

免除の対象となる障がいの範囲などの要件、手続き方法等については、上記窓口にお問合せください。

NHK受信料の減免

【お問い合わせ先】

.....総社市福祉課障がい福祉係
TEL 92-8269

次のような場合はNHKの放送受信料の減免を受けることができます。

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯が市町村民税非課税世帯の場合.....全額免除
- 身体障害者手帳 1級～2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方、もしくは視覚障がいまたは聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている方が世帯主であり、契約者である場合.....半額免除

保育・教育

ことばの教室

【お問い合わせ先】

総社市教育委員会学校教育課
TEL 92-8358

ことばの発達に遅れのある小学校児童、幼稚園および保育園の園児を対象に、ことばの発達を促す指導を行います。詳しくは巻末の「困ったときの相談先」をご覧ください。

保育所（園）

【お問い合わせ先】

総社市教育委員会こども夢づくり課
TEL 92-8265

障がいのある児童の受け入れを行っています。定員の状況等により受け入れできない場合もあります。詳しくはこども夢づくり課にお問い合わせください。

小・中学校特別支援学級

【お問い合わせ先】

総社市教育委員会学校教育課
TEL 92-8358

知的面や情緒面、または身体に障がいを伴うことにより、通常学級での指導ではもてる力を十分に伸ばすことが困難な子どもについて、市内の小・中学校において一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導を行います。

特別支援学校

【お問い合わせ先】

総社市教育委員会学校教育課
TEL 92-8358

障がいの内容や程度によって、岡山県内に各種の特別支援学校があります。詳しくは巻末の「困ったときの相談先」をご覧ください。

＜特別支援学校の種類＞

視覚障がい教育、聴覚障がい教育、病弱教育、肢体不自由教育、訪問教育、知的障がい教育

スクールソーシャルワーカー

【お問い合わせ先】
……………総社市教育委員会学校教育課
TEL 92-8358

社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者が、必要に応じて、お子さんの相談や、家庭訪問によるお子さんや保護者の支援・相談にあたります。

……………

スクールカウンセラー

【お問い合わせ先】
……………各小中学校

総社小学校，総社中央小学校，常盤小学校，総社東中学校，総社西中学校，総社中学校，昭和中学校にそれぞれ1～2名のカウンセラーを週1回または2週に1回，半日ずつ派遣して，お子さんや保護者，教職員の相談を行います。場合によっては家庭訪問による相談も行います。

……………

ふれあい教室

【お問い合わせ先】
……………ふれあい教室
TEL（火～金曜）92-8577，（月曜）92-8371

不登校のお子さんの居場所となるよう，個に応じた学習や遊び，活動内容の自己決定，お子さんのカウンセリングなどの指導・支援を行います。

また，平日は不登校についての相談を受け付けています。見学や体験入室もできます。来室される場合も，まずはお電話ください。

その他

成年後見制度

【お問い合わせ先】
……………総社市権利擁護センター“しえん”
TEL 92-8374

成年後見制度とは，判断能力が不十分な人（知的障害がい者，精神障がい者，認知症高齢者など）が，財産管理や介護サービスの利用契約などを，成年後見人等が代わりに行うことにより，このような方の財産や権利を保護し支援する制度です。制度には，「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。